

# 申出書

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会を新型コロナウイルス感染症の影響でやむを得ず受講できなかったことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項第4号及び第10条の4第2項第6号（これらの規定を規則第10条の12第2項及び第10条の16第2項において読み替えて準用する場合を含む）に規定する、「当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類」を申請書に添付することができません。

当該講習会を受講できる状況になりましたら、速やかに受講し、講習会修了証を提出します。

年 月 日

香川県知事 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)